

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の継続的な増大を目指すとともに、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーに対し、効率的かつ健全で透明性の高い経営を実現することが重要であると考えております。

この基本的な考え方のもと、株主総会を頂点とした機能的な統治組織によって、健全で透明性の高い経営に努めております。具体的な施策として、社外取締役1名および社外監査役3名を選任し、経営への監視・監督機能を高めております。また、内部監査室を設置し、全部署の内部監査を行うことにより、業務の適正性を検証するとともに、監査役と連携して計画的な業務監査を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
S&R Technology Holdings,LLC	32,740	33.25
上野 隆司	16,000	16.25
久能 祐子	10,000	10.15
オリックス株式会社	8,879	9.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,250	3.30
三上 芳宏	2,542	2.58
三菱UFJキャピタル株式会社	2,490	2.52
日本生命保険相互会社	1,666	1.69
上野 俊子	830	0.84
パークレイズ キャピタル セキュリティーズ ロンドン ケイマン クライアーツ	494	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	S&R Technology Holdings,LLC、上野 隆司、久能 祐子
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、支配株主との間で取引を行う際、取引内容及び取引金額等の公正性と妥当性に関して審議することを目的として設置された利害関係者間取引審査委員会(以下 同委員会)にて審議を行っております。同委員会の委員は3名以上で構成され、弁護士、公認会計士等の有識者の中から取締役会により選任されており、取締役会の諮問機関の役割を果たしております。また取締役会においても、同委員会の意見を参考に十分に審議を行い、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	0名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
本間 伸也	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
本間 伸也	○	那須・本間法律事務所パートナーを兼務しております。なお、同氏は独立役員であります。	同氏が弁護士としての実績・識見は高く評価されていることから、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し選任しております。なお、当社は同氏を独立役員として選任し、届出済み。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	0名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より年間監査実施計画および重点監査項目について説明を受け、監査役の要望を含め会計監査人と意見交換を行っています。決算終了時に会計監査人との監査報告会を実施し、監査結果を共有するとともに、期中において期中監査、棚卸への立会を通じて、監査法人の監査の方法について監査を行う他、会計監査人との情報交換も行ってまいります。

監査役は、本社ならびに事業所の往査による業務監査を通じて課題もしくは将来のリスク項目を認識したとき、内部監査担当部署に監査意見を提供し、情報を共有しています。また、監査役は内部監査担当部署より、内部監査の中で知り得た情報のうち重要な情報について報告を受け、さらにその対応策について説明を受け、具体的解決に向けての提言等を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
妹尾 賢治	他の会社の出身者									○
浅田 永治	公認会計士				○					○
田口 和幸	弁護士					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
妹尾 賢治		—	当社取締役会における経営の意思決定プロセスをモニタリングする観点において、他社における役員としての豊富な経験から適切な意見が頂けると判断し選任しております。
浅田 永治		株式会社不動産テトラの監査役を兼務しております。	当社取締役会における経営の意思決定プロセスをモニタリングする観点において、公認会計士としての豊富な経験から適切な意見が頂けると判断し選任しております。
田口 和幸		阿部・井窪・片山法律事務所のパートナーを兼務しております。	当社取締役会における経営の意思決定プロセスをモニタリングする観点において、弁護士としての豊富な経験から適切な意見が頂けると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および従業員(含むパートタイマー)の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションについては、社内取締役および従業員に対して付与されております。

【取締役報酬関係】

--	--

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役に支払った報酬は、取締役4名54,974千円(内、役員退職慰労引当金繰入額7,328千円、社外取締役1名7,200千円)、監査役3名18,153千円(内、役員退職慰労引当金繰入額1,353千円、社外監査役3名18,153千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事務連絡および必要な情報伝達はビジネスマネジメント部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1 取締役会

当社取締役会は、法令に定めのある事項に加え、経営方針、経営戦略、事業契約、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定、業務執行の監督等を行っており、原則として月1-2回開催され、社内常勤取締役2名、社外取締役1名で構成されています。

2 経営会議

当社では、常勤の取締役及び部長などのシニアマネジメントを中心メンバーとする経営会議を設置し、原則として毎月1回開催しております。監査役の出席は任意です。また、必要に応じて中心メンバーが事前に推薦する者を同席させることができます。経営会議においては、取締役会で決定した基本方針に基づき全社並びに各部門の経営課題等が審議されるとともに、業務遂行に係る報告が適宜行われ、業務遂行上のチェック機能を果たしております。また、取締役会上程前の議案について広く審議を行うことで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性を高め、もって効率的な会社運営を図ることを目的としております。

3 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名により構成されています。監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会やその他の重要会議に出席する他、本社及び各事業所における業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

4 利害関係者間取引審査委員会

当社とSPA社等の利害関係者との間で取引を行う場合に、取引内容及び取引金額等の公正性と妥当性に関して審議することを目的として設置されており、取締役会の諮問機関の役割を果たしています。委員は3名以上で構成され、弁護士、公認会計士等の有識者の中から取締役会により選任されております。

なお、本委員会は、委員会設置会社における委員会とは異なっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. のとおり、取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	毎期可能なかぎりの早期発送を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2011年3月期は個人投資家向け説明会を2回実施。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、通期決算終了後にアナリスト・機関投資家向け説明会および知財に焦点をあてた技術IRセミナーを実施。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR情報(決算情報、適時開示資料、決算説明会資料、IRスケジュール等)を開示する専用のホームページを設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	インサイダー取引防止規程を定め、インサイダー取引の未然防止に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「経営理念」及び「コンプライアンス規程」を制定し、その主旨の周知を通じて、取締役及び使用人が法令や定款はもとより、諸規則に則り行動することを確保するための体制を整備する。
- (2)内部監査室は、業務監査、会計監査、特命監査を行い、監査報告書を作成し、代表取締役に報告する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)「文書情報管理規程」に基づき、取締役会及び経営会議等の議事録及び参考資料等重要な文書を保存・管理する。(2) 監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業上のリスク管理に関する基本方針として「危機管理規程」を制定し、全社の管理すべきリスクを具体的に抽出するとともに、リスクの回避・拡大の防止・最小化に向け適切に管理する体制を整備する。
- (2) 重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長がリスクの内容に応じて対策本部を設置し、迅速かつ確かな対応を行うことにより、リスクの拡大を防止する体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営目標を定めるとともに、全社経営計画を基に各部署が具体的な方針を策定する。
- (2) 経営会議を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任するとともに、必要に応じて各種委員会を設置し、外部有識者の意見を聴取する。
- (3) 職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制を確立する。

5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当なし。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて当社が補助使用人を置く場合には、その人事につき監査役と十分協議した上で決定する。
- (2) 補助使用人は、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないこととする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または監査役の求めに応じ、監査役に対し、業務に関する所要の事項を報告する。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、定期的及び必要に応じて随時、監査役と会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図る。
- (2) 監査役が社内の主要な会議への出席、重要書類の閲覧、各部署の調査等を行い得る体制を整備する。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

10 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組んでおります。

(2) ビジネスマネジメント部を対応統括部署とし、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ、情報収集・管理に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
